

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 令和 2年 1月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 令和 2年 1月10日
3. 開会の日 令和 2年 1月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
大喜多 清子 宇多津町長 谷川 俊博
議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時30分
11. 閉 会 午前 9時53分

午前9時30分 開会

○蛭子会長 令和2年度の最初の定例農業委員会、ただいまから開催いたします。

まず、本日の議事録署名人は、石川さんと吉井さん、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議案に入ってまいります。

第1号議案、事務局のほうから提案をお願いします。

○事務局 それでは、第1号議案ということで、農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、農業委員会受け付け、令和2年1月9日、所在地、字津の郷、149番1、150番、地目、台帳、現況ともに田でございます。面積が1,646と1,180ということで、譲り渡し人さんのほうが、宇多津町大字東分170番、大喜多清子様、譲り受け人のほうが、宇多津町1881番地、宇多津町長谷川俊博様でございます。所有権移転ということで、位置図については2枚目、津の郷の県住のところの信号からもう一本南へ下がったところの左へ入った奥で、宇多津町の町営住宅の津の郷住宅の真ん前になります。

内容といたしましては、児童館、平家1階建てで429平米、それから広場、745平米、それから駐車場が108平米、駐輪場が30平米ということで、工事期間に関しては、令和2年2月25日から工事完了時期が令和3年3月31日ということでございます。

3ページ目が詳細図になります。

今の計画上は、真ん中にちょうど線が入っておるんですけど、そこら辺がちょうど広場という形で、運動場みたいな形になろうかと思えます。下側のほうに一応、児童館駐車場が6台分、それから駐輪場という形で計画をしております。

以上でございます。

○蛭子会長 ということで、まず最初は地元のほう。

○大坂委員 これは別に問題ありません。

○蛭子会長 地元のほうはそういう御意見が出ました。

そのほかで皆さん方で。

俗に言う南部公園ですかね。町長が公約しておりました、これが用地が確保できたという話です。

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、議案どおりということで。

その他は。

○事務局 その他は1件ございまして、先日町長のほうから、2月16日付で農業経営改善計画認定申請に係る意見ということで、一応、坂出・宇多津地域農業再生協議会については審議を終え、了承されておりますので、あと農業委員会としてまた意見を述べなければなりませんので回答をいただきたいということで。

内容としましては、申請者が安井雄喜様でございます。露地野菜を基本とするということで、メインがブロッコリー、それからスイートコーン、それから今オクラをつくっておるといってございまして。ブロッコリーに関しては1万2,000キロぐらい、それからスイートコーンが1,000キロぐらいと、それからオクラが2,500キロということでございましてけれども、5年後ということでございまして、6年目になりますけれども、ブロッコリーが面積的には300aで2万2,000キロ、それからスイートコーンが60aで2,000キロ、それからオクラが6aで3,000キロと、それにサニーレタスとレタスが20ずつで、サニーレタスのほうが3,000キログラム、レタスのほうが5,000キログラムということでございまして。全てにおいて借り入れにて対応をするということでございまして。

今現状はひとり身でございますので、本人1人と、あとは常時雇用を1名、それから臨時雇用1名をして、延べ人数が約100人になるような形で経営をしていくということでございまして、あと詳しいことに関しては、今からお返しをしますので確認をいただけたらと思います。

今の収入が大体これぐらいで、労働時間がこれぐらい。令和6年には収入はこれぐらい、労働時間はこのぐらいにしていくという計画でございまして。

○事務局 認定農業者としての認定を受けるだけであって、ほんだきん資金を借りるというお話のときに対応するような。実際は、三木町でおじいちゃんが安井雄喜君の名前で農産物をもう出荷しているんで、その時点でもう5年も前の話なんでアウトということで。ほんだきん……。

○宮本委員 じゃあ、新規にならないと。

○事務局 ならないです。

○大坂委員 認定農業者をとるため。

○事務局 そうです、そうです。これをうちと丸亀と両方行く可能性はあるんで、先にう

ちに来たという話です。今、住所が宇多津町なんで。でも、もう丸亀の農地がほぼのメイン。それこそ、稲田君のところから西へちょっと下がって、ホンダができたじゃろう、11号の。

○宮本委員 スズキ。

○事務局 スズキ。スズキのあれのちょっと南手、あそこら辺をメインでやっちょるけえ。

○稲田委員 これ、仮に認定農業者をとるときには、宇多津町……。

○事務局 今、住所が宇多津町なんでね。

○大坂委員 それだけの話。

○事務局 それだけの話です。

認定農業者も来年4月からまたちょっと認定の方法が変わるので、これはもううちは、農業委員会は意見として出す。町としてその意見を取りまとめて、宇多津町の意見として出して、認定は県がするんやろう。

○事務局 2つの市にまたがる認定業者は、県が一括してするというふうに。またがる場合ですね。

○大坂委員 結局あれやな、農機具を、新しい定植機とかそういうなんを購入するために認定農業者になって、農業規模を拡大していきたいということによって、認定農業者の申請を出したいと。

○事務局 はい。

○大坂委員 わかりました。

○蛭子会長 ほかに御意見はございませんか。なければこれ、農業意欲に燃えておる男ですから認めてあげたいと思うんですけども、御意見があれば何か。ありませんか。

○蛭子会長 ここらで一旦切ろうか。

○蛭子会長 皆さん方のほうで、そのほかでございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、以上、終わります。

午前9時53分 閉会